

総行給第31号
総財公第73号
平成27年4月10日

各都道府県知事
各指定都市市長
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長
(公印省略)

総務省大臣官房審議官(公営企業担当)
(公印省略)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用(等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表(第25条及び第58条の3)関係)について(通知)

標記については、平成26年8月15日付け総行公第67号・総行経第41号総務省自治行政局長通知Iの第1の8において別途通知することとしていたところですが、下記のとおり通知しますので、その施行に遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

1 等級別基準職務表の条例化(第25条関係)

(1) 趣旨

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第25条第4項において、給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならないこととするとともに、その運用について、議会審議等を通じて、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例(以下「給与条例」という。)で定めることとしたものであること。

したがって、現在、条例によらず人事委員会規則等で級別職務分類表又は級別標準職務表を定めている団体にあつては、本通知の内容に十分留意の上、等級別基準職務表を条例で規定する必要があること。

また、現在、条例で級別職務分類表又は級別標準職務表を定めている団体にあつては、本通知を踏まえ、必要がある場合には、所要の規定整備を行うこと。

(2) 規定方法

① 等級別基準職務表には、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)別表第一に規定する標準職務表と同様に、給料表ごとに、職員の職務を給料表の各等級に分類する際に基準となるべき職務の内容を具体的に定める必要があること。

等級別基準職務表の等級ごとの職務の内容を定めるにあつては、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、職制上の段階の標準的な職の職務をはじめ、各等級に分類する際の基準となる具体的な職務を適切に位置づけること。

② 職務を規定する際には、「～に相当する職務」や「～に準ずるものの職務」などの不明確な表現を用いることは本規定の趣旨を没却しかねないものであり、これを避けること。

仮に、等級別基準職務表に規定する職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職の職務であつて、あらかじめ条例に規定することが難しいものがある場合には、当該職務を人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則をいう。以下同じ。)で定めることとする旨の規定を給与条例に設け、人事委員会規則において具体的な職名ごとの職務を規定することが適当であること。

③ 等級別基準職務表に職務の内容を定めるにあつては、職務の複雑、困難及び責任の度が同程度の職について、2つ以上の級に格付けを行うことは、職務給の原則に反するものとしてできないものであること。ただし、職名が同一であるものの、職務の複雑、困難及び責任の度が異なるため、当該職務について異なる級に格付けを行う必要がある職務がある場合には、その複雑、困難及び責任の度の相違が明確になるよう適切に区分して規定すること。例えば、「課長補佐の職務」について、「本庁の課長補佐の職務」は等級別基準職務表の4級に、「困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務」は5級に位置付けるとするなど、その複雑、困難及び責任の度の相違を明確にして規定すること。

④ 等級別基準職務表の規定にあつては、地公法における職務給の原則及び均衡の原則にのっとり、国の標準職務表に規定されている国家公務員の職務の級とその職責との均衡を考慮しつつ、適切に職務の格付けを行うこと。

都道府県における行政職給料表(一)が適用される職員についての等級別基準職務表の例を示せば別紙1のとおりであること。また、市町村における行政職給料表(一)が適用される職員についても、これを参考に、当該市町村の規模、行政組織等に応じた対応関係や等級数を考慮しつつ、適切に等級別基準職務表を定める必要があること。

⑤ これまでも、級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合(いわゆ

る「わたり」を行っている場合)等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図るよう助言してきているところであるが、未だ不適正な給与制度・運用がある団体においては、これを機に、適正な給与制度・運用となるように徹底した是正措置を講じること。

2 等級等ごとの職員の数の公表（第58条の3関係）

(1) 趣旨

本規定は、等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を公表することとしたものであること。

(2) 報告及び公表内容並びに公表方法

- ① 任命権者は、給料表ごとに、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告し、地方公共団体の長は、これらの報告を取りまとめ、毎年、公表することとされていること。具体的には、任命権者は、原則として、年度当初における等級及び職制上の段階ごとの職員の数を、速やかに地方公共団体の長に報告することとし、地方公共団体の長は、当該職員の数を取りまとめ次第、速やかに公表することとする。
- ② 任命権者の報告及び地方公共団体の長の公表にあたっては、本規定の趣旨に鑑み、同一の職制上の段階に属する職の内訳についても、併せて報告及び公表することが適切であること。具体的に都道府県の行政職給料表（一）が適用される職員についての公表の例を示せば、別紙2のとおりであること。また、市町村における行政職給料表（一）が適用される職員についても、これを参考に、1により定められた当該市町村の等級別基準職務表に沿って、適切に公表を行う必要があること。
- ③ 等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表の方法としては、地公法第58条の2に基づく人事行政の運営等の状況の公表と同様に、広く住民に対して周知することができる方法で行うことが適当であること。

3 その他

企業職員及び技能労務職員の給与については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第2項において、「その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない」と規定されており、また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による人事評価制度の規定が適用され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとされていることから、1及び2に準じ、給与の種類及び基準を定める条例に基づく規則等で職務分類の基準を定めるとともに、等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表を行うなどの措置を講じることが適当であること。

行政職給料表（一） 等級別基準職務表（例）

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長の職務
4級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務
5級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 地方機関の次長の職務
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の次長の職務
7級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい地方機関の次長の職務
8級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい地方機関の長の職務
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務
備考	1 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。 2 この表において「地方機関」とは、地方自治法第155条の規定により条例で設けられた支庁及び地方事務所並びに同法第156条の規定により法律又は条例で設けられた行政機関をいう。

【別紙 2】

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成〇年 4 月 1 日現在）（例）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務			主事 技師				係員級
				計				
2 級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う職務			主任 主任主事 主任技師				係員級
				計				
3 級	係長の職務			係長				係長級
				計				
4 級	1 本庁又は委員会等の事務局の 課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務			課長補佐 地域振興局課長 〇〇〇				課長補佐級
				計				
5 級	1 困難な業務を行う本庁又は 委員会等の事務局の課長補佐 の職務 2 地方機関の次長の職務			課長補佐 ××センター副所長、 その他のセンター副所長 〇〇〇				課長補佐級
				計				
6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の 課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の 次長の職務			課長 企画監 専門監 児童相談所長 ××センター所長、 その他のセンター所長 保健福祉事務所次長 〇〇〇				課長級
				計				
7 級	1 困難な業務を行う本庁又は 委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の 長の職務 3 困難な業務を行う規模の 大きい地方機関の次長の職務			課長 政策監 保健福祉事務所長 地域振興局次長 〇〇〇				課長級
				計				
8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う規模の 大きい地方機関の長の職務			次長 事務局長 地域振興局長 東京事務所長 〇〇〇				次長級
				計				
9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の 事務局の長の職務			部長 会計管理者 事務局長 議会事務局長 危機管理監 〇〇〇				部長級
				計				
合計								